

第15回原子力委員会臨時会議議事録

1. 日 時 2014年5月15日(木) 13:00～13:50

2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階443会議室

3. 出席者 原子力委員会

岡委員長、阿部委員長代理、中西委員

外務省

軍縮不拡散・科学部 野口軍備管理軍縮課長

内閣府

中野大臣官房審議官、板倉参事官

4. 議 題

(1) NPDI(軍縮・不拡散イニシアティブ)広島会合及び2015年NPT(核兵器不拡散条約)運用検討会議第3回準備委員会の結果概要について(外務省)

(2) IFNEC(国際原子力エネルギー協力フレームワーク)運営グループ会合の結果概要について

(3) その他

5. 配付資料

(1-1) NPT、NPDI説明用資料

(1-2) 2015年NPT運用検討会議第3回準備委員会(概要と評価)

(2) 第7回国際原子力エネルギー協力フレームワーク(IFNEC)運営グループ会合の結果について

(3) 第12回原子力委員会臨時会議議事録

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第15回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、1つ目がNPD I（軍縮・不拡散イニシアティブ）広島会合及び2015年NPT（核兵器不拡散条約）運用検討会議第3回準備委員会の結果と概要についてでございます。2つ目が、IFNEC（国際原子力エネルギー協力フレームワーク）運営グループ会合の結果概要についてです。3つ目がその他です。よろしいでしょうか。

それでは、事務局、お願いいたします。

（板倉参事官） それでは、1つ目の議題でございます。NPD I（軍縮・不拡散イニシアティブ）広島会合及び2015年NPT（核兵器不拡散条約）運用検討会議第3回準備委員会の結果概要について、外務省軍縮不拡散・科学部、野口軍備管理軍縮課長から説明をお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

（野口課長） ただいま御紹介にあずかりました外務省軍備管理軍縮課長をしております野口と申します。よろしく申し上げます。時間も限られておりますので、手短かに御説明申し上げます。

お手元に配付させていただいております資料のうち1-1号ですが、このNPD Iの関係ということで3ページ目から御覧いただければというふうに思っております。軍縮・不拡散イニシアティブ（NPD I）の概要を記しております。ねらいとしましては、このメンバー国の外相間の議論を通じて核軍縮・不拡散の取組に関する現実的かつ実践的な提案を打ち出すことで、2010年NPT運用検討会議の行動計画の着実な実施を後押しするとともに、中長期的な国際的な取組を指導し核リスクの低い世界を目指すということで、2010年にNPTの運用検討会議が開催されましたときに合意された行動計画、これを履行していく、後押しをするというのを主な目的としております。参加国としましてはここに書いてあります12カ国、日本を含めた12カ国が参加をしております。4月の行われました広島外相会合も含めて8回の外相会合を開催しております。

4ページのところにはこのNPTのプロセスとNPD Iの活動がどういうふうに関係をしているのかというのを記しております。先ほど申し上げました2010年の運用検討会議での合意事項を受けて、第1回準備委員会が2012年4月にオーストリアで開催されたわけですけれども、このオーストリアで開催されましたNPTの準備委員会、第1回準備委員会に対しまして、NPD Iとしましてはここに書いております4本の作業文書、透明性に関する問題ですとかあるいは兵器用核分裂性物質の生産禁止条約に関する提案ですとか、ここに書いてある4本の作業文書を提出しまして、2013年4月にはジュネーブで開催された第2回準備委員会に対しては6本の作業文書、それから広島の外相会合では広島宣言を含む7

本の作業文書を提出すると、こうした形でNPTの2010年の合意の着実な履行を後押しするとともに、2015年NPT運用検討会議に向けての新たな提案というのも含めたこうした作業文書を、これまで17本提出してきているところであります。

次のページの5ページを御覧いただければと思います。NPTのメンバー国の中で先ほど12カ国と申し上げましたけれども、非常に地域横断的な形で、中南米、北米、アジア、ヨーロッパ、アフリカとバランスを取った構成になっておりますが、核軍縮に対するアプローチという意味では若干のスタンスの違いがあるかと思えます。

すなわち右のほうに書いてありますオーストラリアよりも右側の国というのはいわゆるアメリカの核の傘のもとにある国でございます。核軍縮を進めることについては正にその通りであるわけではあります。安全保障の側面にも配慮しつつ核軍縮を進めていく、そうしたアプローチでございます。

それに対してメキシコ、UAE、チリ、フィリピン、ナイジェリア、こうした国々はそうしたアメリカとの同盟関係にないという背景をも踏まえ、核軍縮についてはより思い切った提案、例えば核兵器禁止条約の交渉を開始しようではないかとか、そうした思い切った提案をするグループであります。そうした意味では立場の違いはありますけれども、こうした地域横断的なグループが集まって、2010年の合意事項のフォローアップを中心に核軍縮を進めていくと、そうした意味では志を同じくする国々であります。

6ページの外相会合の概要と評価に移らせていただきます。この4月に広島で岸田大臣の議長のもとで開催されまして日本で開催されたのも初めてでありますし、被ばく地で開催されたのも初めてであります。外相、閣僚の出席も過去最多の参加でございまして、やはり広島で開催するという事で慰霊碑の参拝等被ばくの実相に触れていただくそういった行事も企画をいたしました。

更に、ゲストスピーカーとしましてインドネシアの外務大臣ですとか、あるいはアメリカの国務次官が出席されまして、アメリカ政府本国のこうした高官、国務次官クラスが広島を訪問されるというのは初めての事かと思っております。そうした意味で非常に意義のあるアメリカの国務次官の広島訪問であったかなと思っております。広島宣言として会合の結果の採択をいたしておるところであります。

時間の関係もありまして広島宣言の骨子に移らせていただきたく、引き続き6ページの評価のところをちょっと御説明させていただきます。やはり広島ならではの開催ということで、各国外相とも核兵器のない世界に向けての決意を新たにしたり。この悲惨な状況を目の当た

りにして核兵器のない世界に向けたコミットメントというのを強めることができたという感想を、口々に語っておられたのが非常に印象的でした。

また、日本が提案しております例えば全ての種類の核兵器を削減するすとか、あるいは今のところ米ロの核軍縮交渉がこの核軍縮の世界では中心的になっておりますけれども、これを更に米ロが一層核軍縮を進めた上で中国、イギリス、フランス等も巻き込んだ多国間の核軍縮交渉をすべきではないかというふうな提案も広島宣言の中にしかるべく盛り込まれておりますし、核軍縮努力を行っていない国に対する核戦力削減の要求すとか透明性の向上、こうした現実的かつ実践的な措置につき合意をしたところであります。

更に、核軍縮の世界では近年非常に注目が集まっている核兵器の非人道性に着目して核軍縮を進めていって核兵器のない世界を目指していこうと、こうした動きが顕著になっておりますけれども、N P D I の中でこれまで先ほど申し上げたように若干立場の違いがある中で、この核兵器の非人道性の問題については国際社会を結束させる触媒となること、それから世代と国境を越えて広げていくこと、そして科学的側面としての知見を深めていくこと、こうしたことが重要であるという共通の考え方に合意が得られたというのも1つの成果であろうかと思っております。

広島宣言を次の7ページ以降のところで記してはありますが、冒頭のところで例えば世界の政治指導者たちの広島、長崎訪問を呼びかけるということで、やはり為政者と言いますかポリティカルリーダーに広島、長崎を訪問していただいて、被ばくの実相に直接触れていただくということの重要性を強調しておりますし、核軍縮につきましては先ほども申し上げたような点が入っておるところかと思えます。

更に、8ページでは、地域情勢で北朝鮮の核・弾道ミサイル計画への非難すとか、3月に弾道ミサイルが発射されたという、これに対する非難、重大なる懸念を表明。更にコンピョンの核施設の動向に遺憾の意を表明と、こうした点も盛り込まれておりますし、ウクライナの情勢につきましても、これは領土保全一体性というそうした意味でも重要な問題でありますけれども、核軍縮不拡散の観点からも、やはりウクライナに核兵器が残っていた、ソ連崩壊後に残っていた中でそれを放棄して非核兵器国としてN P T に入り、そのときにロシアも含めてウクライナの安全を保証していたにもかかわらず、そうしたウクライナの安全が脅かされたという意味では、核軍縮不拡散の観点からも深刻な懸念を持ってフォローしていくというそうしたくだりも入っているところでございます。

以上が簡単ではありますが、広島外相会合の説明をさせていただきます。

続きまして、NPTの第3回の準備委員会でございますけれども、これは9ページでございますが、4月28日から2週間かけてニューヨークで開催されまして、我が国よりは岸外務副大臣が出席をされまして、まさに日本がNPTの議長国であるということもありまして、NPTを代表して共同ステートメントを実施していただいたところでありまして、来年の運用検討会議の勧告案は合意には至りませんでした。議長責任のもとで作成された議長勧告案として提出されました。この準備委員会は、当初は例えばウクライナの問題とかあるいは中東の問題なんかで、当初はかなり紛糾するのではないかというふうな見方もありましたが、比較的淡々と議事が進行しまして、勧告案の合意は得られませんでしたけれども、来年の運用検討会議に向けて建設的な雰囲気の中で終了することができたというふうなことが言えるかと思えます。一般討論の中では、岸副大臣のほかにはインドネシアの外務大臣とかあるいはマーシャル諸島の外務大臣がスピーチをされているのが注目をされるところでございます。

それから、クラスター1核軍縮のところでは、これはこの準備委員会で5核兵器国が行動計画の実施状況に関する報告書、これは各核兵器国が核軍縮についてどういった取組をしているかというのを各国ごとにレポートを出していただきまして、これが1つの前進ではありますがけれども、とはいってもなかなか核兵器国の中では情報公開状況についてはばらつきがございます。我々としては更に透明性、核軍縮報告の充実を求めることといたしております。

クラスター2で核不拡散、地域情勢についても議論がなされまして、北朝鮮とかイランの問題には多くの国が言及をしておりますし、クラスター3の原子力の平和利用のところにつきましては、原子力の平和的利用は奪えない権利と主張する非同盟の国と、利用に当たり核不拡散、原子力安全、核セキュリティ等の取組が重要と指摘する先進国という従来どおりの構図が見られたところであります。

10ページの個別案件のところにつきましては、NPTの世界ではやはり中東の非大量破壊兵器地帯をつくるというこれが1つの大きな課題になっておりますけれども、イスラエルがNPTに入っていないということも問題となっておりまして、なかなかかばかしい進展が見られない状況ではありますけれども、この中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議のファシリテーターであるフィンランドの外務次官がいろいろ仲介の労をとっておられまして、5月中旬に関係国で非公式の会合を行うというふうなことも発表されたということでございます。

それから、先ほどもちょっと言及させていただきましたが、核兵器の非人道性の問題につきましてはオーストリアが今年の12月8、9日にウィーンで第3回の国際会議を開催して、この非人道性に着目して核軍縮を進めていくというふうな運動を引き続き盛り上げていくというふうな発表がございました。

更に、次の3番目の●にかいてありますマーシャル諸島が核保有国、これは5核兵器国のみならずインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮も含めてICJに提訴をしたと。これはこうした国々が誠実な核軍縮交渉の実施義務に違反するとして提訴しているものであります。マーシャル諸島の主張によれば、こうした誠実な核軍縮交渉の実施義務というのは国際慣習法になっているということで、この義務を履行していないということでICJに提訴をしたというのが準備委員会の直前にその発表がありまして、かなり注目を集めたということもございました。

更に、ウクライナの情勢につきましては、ロシアに対する非難というのがあってそのロシアが反論するという応酬がありましたけれども、これによって会議自体が非常に紛糾するという事態には陥らなかったということもございます。

以上、簡単ではありますが、私からほうからの説明とさせていただきます。

(岡委員長) 御説明どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答を行いたいと思います。阿部委員長代理からお願いします。

(阿部委員長代理) どうもありがとうございました。

NPT Iはいろいろ成果があったようですが、1つはすぐれてやはり広島という場所で会議を開いたということで、参加12カ国の人に広島という場所に来てその空気を吸ってもらってということが一番大きなことだったのではないかと。やはり広島に来ればいろいろなものを見ますし、話も聞きますしね。ということで否応なしに核兵器の影響というものを、それを使っちゃいかんということ、どうやったらそれをとめられるかというようなことを考えざるを得ない。そういう状況に引っ張ってくるのに非常に意味があったんだと。

そういう意味において成果の中で関係各国の首脳を呼ぶということも1つあったようですが、それも実現すると非常にいいと思うんですが。実際例えばアメリカの大統領、中国の首席とかロシアの大統領とかという方々が来られている場面を想像してみますと、やはり広島の方の受入れ側もそれなりに、ただ来たというだけじゃなくて、じゃあ実相を見てほしいというようなことをここに書いてありますけれども。実際は例の記念ドームありますけれども、町自体は見事に復興しちゃって何も無いわけですね。あとは記念館があるのでその資

料はありますけれども。受入れ側もどうやって各国の首脳なりにわかりやすく実際のすさまじさ、規模、そういうものをわからせる努力が必要だと思うんですね。それから、今までの被ばく者の話というのを皆さん聞いてもらっていますけれども、それも、実際私も何度も聞きましたけれども、非常に生の声もいいんですけれども、やはりそれなりに少し上手にプレゼンした方がよいような感じもありましてね、それなりに準備をする必要があると思うんですが、そういった努力はなされるのかというのが1つの質問でございます。

(野口課長) 阿部委員御指摘のとおり、広島宣言で世界の政治指導者に是非広島を訪問してほしいというようなメッセージを入れておりまして、実際に果たしてアメリカの大統領が来られるかというのは特にまだ決まっているわけではないのですけれども。最近の朝日新聞の報道で、アメリカの今回の広島の外相会合に出席されたゴッテメラ一國務次官が、彼女としてはオバマ大統領には広島訪問をアドバイスしたとか進言したというふうなインタビュー記事も載っておりますが、オバマ大統領が被爆地を訪問されれば核軍縮の気運を高める上でも歓迎されることではないかと考えております。

被ばくの実相をよりリアルに、アピーリングに見せるかというふうなことにつきましては、確かに工夫の余地はあるかもしれませんが、今回のNPD Iの外相会合に出席された外相の皆さんはこの広島、特に広島市が中心になってアレンジをいただいたわけですが、まず最初に慰霊碑に献花をされて、更にその足で原爆の資料館に行って、そこで非常に悲惨な展示物などを目の当たりにされた上で、被ばく者の聴講も、これも英語でプレゼンテーションをされる被爆者の方がおられまして、そうした意味で生の声を直接英語で聞くことができたということで、今回の被ばくの実相のプログラムでもかなりの程度強い印象を与えることができたのではないかと考えています。引き続きもし各国の首脳がいらっしゃるときはこうしたプログラムを被ばく地の広島とか長崎とともに更に工夫する余地がないかどうか考えていって、改善できるところがあれば改善していきたいというふうに考えております。

(阿部委員長代理) 私は同時にこの関係でよく申し上げているのは、1つは当然広島は原爆はアメリカが投下したわけですね。アメリカの国内でもそこにいくとやはりアメリカが糾弾されるのではないかと、あるいはアメリカが謝罪を求められるのではないかとというような懸念があるということも時々聞きますので、その辺についても日本側から正しい適切な姿勢で臨むということが私は必要だと思うんですね。もちろんアメリカが投下したんですけれども、それは第二次大戦という一連の事件の中で起こったわけで、そこでは日本が攻撃した場面もあるしアメリカが攻撃した場面もあると、そういうとらえ方をすると必要があると私

は思うんですね。

もう1つは、仮に例えば中国の首脳とか各国の首脳あるいはアジアの首脳が来られた場合には、これも時々聞く声ですけれども、日本はひょっとすると自分を被害者として見せたがってるんじゃないかと。広島ということで自分は被害がひどかったということばかり言って、ある意味では先の大戦においてほかの国に被害を及ぼしたということとをそこで隠そうとするんじゃないかという声が出てくるので、これは広島、長崎の人々もよくおっしゃっていますけれども、そういう意図ではないんだということを私ははっきりメッセージを出すことがそういう人たちをお招きするときには大事じゃないかと思いますので、これは私のコメントとして申し上げたいと思います。

(野口課長) ありがとうございます。

(阿部委員長代理) それと次に、NPTの準備委員会の件でいろいろ事例が起こったり、今回1つ新しい発見として、マーシャル諸島の外務大臣が登場して、核兵器を持つ国9カ国すべてICJに提訴したという発展があったんですね。これはある意味においては今までの法律問題の議論を超えた議論が出てきたということだと思っております。その点、訴えられた各国はどう反応しているのか。どこかの国は既にもう論外だという反応をしているようだけれども。

それと、ICJ自体はこれをどう受け止めてこれからどう進めるのか。例えば実際にマーシャル諸島の提訴側からの訴えをまず聞くというヒアリングがあるんだと思いますが、それに対して訴え側から今度は反駁をするというような場面が展開されるんじゃないかと思いますが、そういった日程の検討なりがもう始まっているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

(野口課長) マーシャル諸島の件につきましては、事実関係を申し上げますと、訴えられている9核保有国の中でICJの強制的管轄権を受諾しているのがイギリスとインドとパキスタンということで、それ以外の国は強制的管轄権を受託していないという、これが事実関係としてはございます。

例えば中国なんかはもう既に自分たちはこの訴訟には応訴しないとか加わらないというふうなことを述べているとの報道もありましたが、現在事実関係を確認しているところであります。そのほかでは、おっしゃるようなコメントというのはほとんどの国はしていないと思いますけれども、ロシアなんかは既に十分な核軍縮措置を執っている中で、こうした提訴を受けること自体が驚きであるとともに、こうした提訴については核軍縮には余り資さな

いのではないかというふうなコメントをされているというふうに承知しています。

今後の I C J における動きでございますけれども、特段まだ新しい情報には接していませんけれども、I C J がこれを受理するまでにもかなり時間がかかるのかなど、息の長いプロセスなのかなと思ってまして、我々としても今関係国から情報収集しているということでございまして、具体的なヒアリングの日程ですとかそこら辺についてもまだ具体的には明らかになっていないというところかと思っています。

いずれにしましても我が国としましてもこの核軍縮の問題あるいは N P T の問題というのは非常に興味を持っていますので、引き続き注意深くこの動きというのをフォローしていきたいというふうに考えております。

(阿部委員長代理) ありがとうございます。

(岡委員長) それでは、中西委員、いかがでしょうか。

(中西委員) どうもありがとうございます。N P T に対して N P D I はサポート的な活動をしているということがよくわかりました。ただこの活動の方向性ですが、広島宣言を出した後をどうしていくのかということについてお聞かせいただけますか。準備会に出した後、運用会議に反映するように活動されるのでしょうか。

(野口課長) まさにこの N P D I の活動の目的がこの N P T の核軍縮・不拡散の国際的な体制をしっかりと強固なものにして、更に核軍縮を進めていくということを目的としておりますので、広島宣言で合意した事項、これは比較的立場の異なった国々でもこうした合意ができたということで、是非これを N P T のほかの国に対してもアピールして、来年の N P T 運用検討会議の最終的な文書と言いますか、次の行動計画なりにできるだけ反映されるように我々も今後 1 年かけて外交努力を図っていきたいというふうに思っております。

N P T も 1 9 0 カ国の締約国がありまして、核兵器国のグループもあれば、時間を区切って核軍縮を進めていくというグループもありますので、この広島宣言にすぐに合意いただくというのはそれほど簡単ではないかと思っておりますけれども、いずれにしても最後の最後まで外交努力は努めていきたいというふうに思っております。

(中西委員) それから、もうつ質問がありますが、1 0 カ国で始められ、現在 1 2 カ国になったと伺っておりますが、今おっしゃったようにもっと成果を上げるためには国の数をもう少し増やすことも考えられるのではないかと思います。それについてはどうなのでしょう。

(野口課長) 確かに幅広い意見を踏まえて合意事項をつくっていくということは重要な点かと思っております。他方、やはりグループが大きくなればなるほど、コンセンサスとしてもこ

れまた難しくなっていく面もありまして、今のところ12カ国の間では昨年9月に2カ国、フィリピンとナイジェリアが増えたということで、ちょっとこの12カ国でどれぐらい活動が活発になるのかどうかというのをもうちょっと見極めていこうということになっておりまして、そうした12カ国としての活動状況を踏まえた上で、更に拡大していくかどうかというのが次の検討課題かなと思っております。今そういう状況でございます。

(中西委員) ありがとうございます。

(岡委員長) ありがとうございます。1つちょっとお伺いしたい。北朝鮮、やはり日本、活動は非常に核不拡散大変重要だと思います。北朝鮮の核問題の状況と言いますかその議論のよなものはいかがでございましたでしょうか。

(野口課長) やはり簡単にちょっと御説明しましたけれども、この北朝鮮の問題はこのイランの問題と並んで、この核不拡散上の2つの大きな問題であるという認識は国際的に非常に浸透しているという印象を受けたところであります。各国ともやはり核の問題、更に弾道ミサイルの問題に対する非難、指摘というのが多々あったところでございますし、北朝鮮に対して非核化を求めていくというふうな主張についてはかなりの国際社会の合意と言いますかコンセンサスがあるのではないかなと思っております、こうしたメッセージを是非次の運用検討会議にも出していければというふうに考えております。

(岡委員長) イランのほうはいかがですか。

(野口課長) イランは昨今のEU3+3とイランとの交渉が前進をしているというふうな状況もありまして、今回NPTに出席されていた各国の多くの意見はその動きをエンカレッジするというか、それを更に後押ししていくという、そういったメッセージが多かったかなと思っております。北朝鮮とはちょっと対照的な感じのメッセージにはなったかと思っております。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか何か御質問ございますでしょうか。

(阿部委員長代理) 例の非人道性に関する声明というのが今まで何度も出てきていて、準備委員会でも出てたんですけども、今回は出されませんでしたね。これは何か背景は御存じですか。少し息切れしてきたのか、あるいはもう人の言うことまで言ったのもういらぬということなのか。

(野口課長) 今回確かにその非人道性の共同声明は出なかったわけですけども、この共同声明を特に中心になって動かしている16カ国のグループは、昨年の国連総会第1委員会で125カ国まで賛同国がふえたということで、大分数としては達成したかなというふうな認識

を持っておられるというふうにも聞いております。

ただ、この非人道性の議論に着目して核軍縮を進めていくという動きは、これNPTの運用検討会議に向けてもますます強まってくると思っております。特に我々としてはオーストリアで12月に開催されます第3回の国際会議、これが核兵器国も含め幅広い国の参加を得た形で実施されて、その核兵器の非人道性についての国際社会の認識というのが高まっていくということを期待しております。

特にこれまで核兵器国が第1回、第2回の会議では参加していなかったものですから、我々としてもそうした核兵器国の参加が得られるように努力をしていきたいというふうに思っています。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。事務局、お願いします。

(板倉参事官) 2つ目の議題でございます。IFNEC(国際原子力エネルギー協力フレームワーク)運営グループ会合の結果概要につきまして、内閣府大臣官房の中野審議官から御説明いたします。

(中野審議官) よろしくお願いたします。

第7回の国際原子力エネルギー協力フレームワーク(IFNEC)のステアリンググループと申す運営グループ会合に先週行ってまいりました。5月9日にブカレストで開催されまして、それに先立って、9日は金曜日でございましたが、月曜日からワーキンググループあるいはワークショップというものが行われたところでございます。

この会議は燃料供給サービスと基盤整備という2つのワーキンググループがございまして、燃料供給のようなフロントエンドの話から、金融あるいは人材育成のような幅広い課題についてメンバー国が話し合うという枠組みでございまして。一番後ろの参考を見ていただきますと、参加国、オブザーバー国がございすけれども、正式メンバー参加国のほうも、原子力発電を持っている国とあるいは持っていない先進国あるいはこれから持とうとしている新興国が入っております、ここの上級の行政官、研究者が集まって専門的なことを話し合うというのがこの枠組みでございす。

戻っていただきまして、運営グループの会合自体は5月9日にございましたということでございます。参加国は、先ほどの参考の前のページにあるのですけれども、17カ国、オブ

ザーバーの参加は2カ国で、あと I A E A が出席していたということでございます。

代表はホスト国が原子力庁長官ということで、あと主な出席者として議長国と副議長国を挙げております。議長は D O E のマクギニス次官補代理なのですが、あと副議長として出席いたしまして、そのほかフランス、中国、あわせて3カ国が副議長になっているところでございます。日本からは内閣府、経産省が参加したということです。

会合の結果でございますが、(1)が、これはもう最初のあいさつでございます、日本からはエネルギー基本計画などにも触れさせていただいたところでございます。

それから、(2)が議長報告と今後の活動計画でございますが、ここでコンセンサスを得られたことによりと書いてございますけれども、昨年の閣僚級エグゼグティブコミッティのときに、N E A を事務局にするという案が議長国から示されまして、そこで持ち帰りの国があったということで、今回までに賛同が得られたということから、O E C D の N E A を次回10月になりますが、事務局機能を委託するということを含みでオブザーバーとして参加させてはどうかという議長国の提案がありまして、それが了承されたということでございます。

あと(3)はワークショップなのですが、月曜、火曜、5日、6日とブカレストでワークショップが開催されておまして、ここは昨年執行委員会、エグゼグティブで指示があつて、産業界と新興国の担当者を集めて幅広い意見聴取を行うべきであると。これはフロントエンドからバックエンドまでの基本的には事業者の責任で行われることについて国が特に新興国でこれから原子力発電を導入する際にどういう役割を果たしていくべきかということについて幅広く意見を聞いたという会議でございます。16カ国60名の出席者がありました。

これを主催した燃料供給サービスワーキンググループの議長がアメリカ、日本の共同議長になっておまして、I R I D の鈴木専務が共同議長になっているのですが、鈴木専務、このワーキンググループを率いられてただもう3年半になっているものですから、共同議長についてステアリンググループにおいて辞任をさせていただきたいということで、これについては了承されたということでございます。日本のコミットメントは今後も変わりませんということを説明した上でということございました。

それから、もう1つの基盤整備ワーキンググループの会合が8日にございまして、こちらのほうはアメリカとイギリスが共同議長になっておまして、SMRとか廃棄物管理、廃炉に関する費用とファイナンス、人材育成のような取組について幅広くワーキンググループで議論が行われまして、その報告があったところでございます。

すみません、1点訂正ですが、(3)のほうの燃料供給サービスWGの共同議長はアメリカではなくフランスと日本が共同議長になっております。大変失礼いたしました。

それから、(5)ですけれども、午後に少し時間をとって、ファイナンスあるいはプロジェクト組成の話がございました。2011年の執行委員会、エグゼグティブグループで原子力プロジェクトへのファイナンスが抱える課題探究のためのワークショップ開催というのが決議された後、2012年4月にロンドン、2013年10月にアブダビで幅広いステークホルダー、これは例えばメーカーですとか金融機関、日本で言えばMEXIのようなところまで含めて開催されておりました。過去2回の成果というのはそれぞれもう発表はされているのですけれども、今回3人の専門家、3名の後括弧で示しているものですが、その方々が更に2回行ったワークショップの再整理を行った上で体系化した発表が行われました。特にこれから新興国でプロジェクトを立ち上げるときに、単純に金融ということだけでなく、その背景として必要な安全確保にどういうことが必要か、セキュリティにどういう配慮が必要かというのも含めてプロジェクトのファイナンスが行われますので、そうしたかなり専門的ではありますが、新興国、特にこれからつくるところにとってためになる発表が行われていたところでございます。

(6)の会合の予定ですけれども、6月にSMRのワークショップがヨルダンで行われまして、それからResources and Gapsワークショップが8月にガーナで開催されます。アフリカで会議をやるのは初めてでございまして、特にガーナのようなこれからかなり長期で導入をしていこうということが基礎的なところからどういうことを考えていったらいいのかということをはかの国とも協議したいということで、人材育成から始めて、国内に安全規制含めてどういう体制が必要なのかということについて話し合うワークショップでございます。

それから、ことしの執行委員会会合は10月にソウルで行われることになっておまして、これはもう昨年決まっていたことなのでございますけれども、具体的に韓国から詳細なアナウンスがあったところでございます。

会議の報告は以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑応答を行いたいと存じます。阿部委員長代理からお願いします。

(阿部委員長代理) いろいろおもしろい議論をなさっているようですけれども、最後の原子力のファイナンスですけれども、特に新しく導入する国、途上国の動きを見てみると、かなり

あれですね、原発を売る側が事業そのものに出資をしてやるという形が随分多いような感じですが、ここにモデルの比較という表現が出ていますけれども、どんなモデルが議論されたのでしょうか。

(中野審議官) ちょっと今具体的に手元にないのですが、幾つかのパターン分けがされておりまして、特にこれから人材育成から始めますという国と、それからもうUAEのように既に最初の建設が始まっていますという国までございまして。そのモデルにつきましては例えばUAEのように規制当局できました、これからセキュリティの確保について人材育成、訓練を行っていきますというような国が、それをファイナンスが組成される時にどのような遵守事項があってファイナンスが決まってくるのかということ、全部申し上げるのはちょっと今はできないのですけれども、遵守事項というのが並んでいまして、やはりこれがないと銀行も貸せないのですよと、あるいは出資も行われませんよということが決められていると言いますか話し合いの過去の2回のワークショップの中で明らかになってきてまして。それが今のどこにいるかというフェーズごとに整理されているというイメージでございまして。

その中で更に民間が求めること、国が求めること、やはり政府ベースの合意が輸出の場合前提となりますので、そこでどういう要求が実際されたのかと。これからつくるところ、国に対してはどのような要求がされるのかということが類型で示されているという形のものでございまして。

(阿部委員長代理) それとその前の項目に廃棄物の管理と廃炉に関する費用とファイナンスという表現がありますね。これは日本の場合とか先進国では事業者がそこは負担すると。事業の結果生まれた廃棄物であり、また廃炉でありますのでね、という原則があるような気がしますけれども。その辺の議論はどうでしょうか。

(中野審議官) そこをどういう俯瞰にすべきかという議論は今回行われていないのですが、ただ実際におっしゃるとおり事業者の責任であります。今日本でこのようなことが起こったときには国も入ってきますということについては、実際どうなっているかという日本の状況に関する関心というのは非常に高く、これは過去ワーキンググループでの日本側から資源エネルギー庁が説明したりしているところとございまして。だから、原則としては事業者の責任の中で国がそこでどういう役割を果たすべきなのかということが震災前までの基本的な議論でございまして、今もそれが基本的な流れということになります。

(阿部委員長代理) 同じ項目の中にSMR、中小型炉という項目がありますね。一部ではこれが事故を起こした大型の軽水炉に代わるこれからの未来だというような議論もあるようです。

けれども。日本なんかでも中小の島がいっぱいありますし、そういう炉を使うような場面もあるんじゃないかと思うんですけれども。日本ではどの程度これは検討されているのでしょうか。

(中野審議官) 基本計画ではまだ位置づけられていないというふうに考えていいと思うのですが、逆にも。逆に否定もしていないということでございます。小型炉につきましては、国によって全くと言いますかかなり方針に幅があるものですから、ただ経済規模の小さい国に導入していくときにはここからでいいのではないかという議論が I F N E C の中でも大きくありますために、これを新興国との関係で準備していくべきなのではないかと。今回ちょっとワークショップやってみようという、そういう位置づけでございます。日本に関しては特段これについてどうこうという方針が決まっていないということだと思います。

(阿部委員長代理) ありがとうございます。

(岡委員長) それでは、中西委員、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。そのファイナンスのところですが、売る場合に、合わせて人材育成やセキュリティを遵守する事項も確認するとなっているのは非常にいいことだと思います。ただ売った後も含め責任体制ですが、民間がどれぐらいか、また国がどれぐらいの負担をするかということがまだはっきりとは決まってないところがあるとおっしゃっていたことが気になりました。具体的には、例えば人材育成となると、炉を運転する人も含めた教育プログラムなどもお考えなのでしょうか。

(中野審議官) 特にここでミルバンク (M i l b a n k) の専門家というのがいたのですけれども、銀行というか本当にお金を出す人から見ると、本当にプロジェクトを回せる人がいるかというのが1つと。あと、その国の環境維持リスクなども考えますけれども、そのときにちゃんと行政がしっかり安全面、推進面、実行面でしっかりできるかというところが、当然見ますともうそれが基本的な要件ですという言い方をしています。I A E A などから見てもやはり安全規制のところができているか、本当にセキュリティが守られるかと、それをやる人がいるかという、やはり人が基本であるという言い方をしています。ですから、本当に原子力を回していくためには廃炉まで本当に人材が必要ですので、それは日本も同じですけれども、そういった人材が今になっても育成されるか、本当にいるかというところが本当に基本ですよという話がこの中でございました。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。I F N E C の事務局が O E C D / N E A にいく可能性が

あるということなのですが、この I F N E C の活動自身は、中身も少し変わっていくんですか、それとも大体今の継続なのでしょうか。

(中野審議官) そこをこれから N E A と話し合うということなのですが、基本的には考え方は変えないで方向ということになっています。メンバー国が違いますので、そうするとどのような体制でやっていくかということが交渉になりますので、基本的には変えないでいくということになります。

ただ、やはりアメリカが言ってますのは、D O E がマクギニス次官補代理の部局がある意味で年 2 回のこの会議をボランティアでやっている部分があるので、これをやはりしっかりした事務局で管理してもらったほうがいいということで。N E A にいくことによってそこでアメリカが主導とかいうことではなく、国際機関としてしっかり機能できるようになるというふうに考えてます。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、その他事務局からございましたらお願いいたします。

(板倉参事官) 資料第 3 号といたしまして、第 1 2 回原子力委員会の議事録を配布しております。御確認ください。

また、次回の会議予定について御案内いたします。次回第 1 6 回原子力委員会につきましては、開催日時 5 月 2 2 日木曜日 1 0 時半から、開催場所は 4 号館 2 階の第 3 特別会議室を予定しております。

以上でございます。

(岡委員長) そのほか委員から何か発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

発言がないようですので、本日の会議これで終らせていただきます。

どうもありがとうございました。

—了—